

本年二月二十日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき国会及び内閣に対して、最近における社会経済情勢等の実情にかんがみ国家公務員災害補償制度における障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の給付水準の改善をはかる等の必要がある旨の意見の申し出がありました。

政府としては、その内容を検討した結果、この意見の申し出とおり国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、改正の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、障害補償年金及び障害補償一時金の額を一律に一一・七％引き上げることとしております。

また第二に、遺族補償年金について、遺族二人の場合、現行の平均給付額の四五％から五〇％に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を五％から七％引き上げることとしております。

第三に、遺族補償年金の前払い一時金について、現行では平均給付額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができるよう等の改善を行なうこととしております。

なお、この法律は、労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて本年十一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) それでは速記を起こしてください。

それじゃ、続けて一般職のほうをやってください。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいま議題となりました一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和四十九年度における公務員給与の改定については、さきに、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会、それぞれ御決議をいただいているところでありますが、さらに、去る五月三十日、人事院は、一般職の職員の俸給月額について、昭和四十九年度に限り、暫定的に一〇％増額すること内容とする勧告を行ないました。

政府としては、勧告の内容を検討した結果、この際、一般職の職員の給与について、勧告どおり本年四月一日からこれを改定するとともに、特別職の職員についても一般職の職員に準じてその給与を増額することとし、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、一般職の職員の俸給月額及び非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を一〇％増額することとしたこととあります。

第二は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、特別職の職員の俸給月額及び非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を一〇％増額することとしたこととあります。

第三は、防衛庁職員給与法の一部を改正し、昭和四十九年度に限り、防衛庁の職員の俸給月額及び学生手当の月額を一〇％増額することとしたこととあります。

第四は、沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法を改正し、昭和四十九年度に限り、政府代表の俸給月額を一〇％増額することとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日及び特定の職員についての所要の措置

を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

衆議院議員小宮山重四郎君。

○衆議院議員(小宮山重四郎君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

最近の経済情勢にかんがみ、恩給等の改定措置が行なわれ、その実施時期は本年十月からとされておりますが、恩給等の受給者に対しては福祉の向上をはかる必要があると考えまして、この際、昭和四十九年度における恩給法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び戦傷病者特別援護法の年金年額の改定措置等の実施時期につきまして、その実施時期を一月繰り上げて九月一日から実施しようとするものであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

これより三案を一括して質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について若干お伺いをいたします。

が、まず、総務長官に最初にひとつ伺っておきたいと思いますが、この法案は、まあ労災保険法と軌を一にするものと思えますけれども、また一面

からいいますと、ILO条約の百二十一号、それから同じく百二十一号の勧告、これらに基づいての関連があると思いますが、このILO条約との関係は、この法案ができましたためにどういう順序になっており、どういう関係になっておりますか、最初にお伺いしておきます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 今回のこの法律改正によりまして、ILO百二十一号条約等の要件は満たされていくものと私は考えております。

○鈴木力君 このあと人事院総裁に伺いますけれども、労災保険審議会の答申、これは労働省に対してのものでありますが、これを読んでみますと、民間企業のうちでは特にこの労災関係が非常に手薄になっておるといいますか、薄い、そういう状況にかんがみて民間では労災保険法の規定をされる中身に企業内で積み上げられているという説明があったと思います。人事院では、この民間のそういう積み上げをどういう形でどだけだけやっておるのか、お調べになったかどうかですね。特に、このまま文章づらでちょっとわれわれが考えますというところ、そういうことになってくれば、民間企業の場合は、労災保険法は最低の基準になるということになる。国家公務員の場合はこれ以外に上積みするものは何もないわけですから、そうするとこの補償法が最高の基準になる。最低と最高とが同じ水準で法律化されているとすれば、国家公務員が少し不利になるんじゃないかというふうにも感じられますので、調査の結果と、それから今度の改正案との関係をお伺いしたい、こう思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 順序を立てて申し上げますと、御承知の公務員の災害補償法に二十三条というのがあります。労働基準法、労災保険法等と実施上均衡をはかるようにつとめるといふようなことがいわれているわけですが、そこにおのずからある種のワケはこれはあるんで、われわれそれを気にしながらいろいろなことをやっておると、率直に言えはそういうことだと思えます。しかし、公務には公務のまた独自の問題点

もありませんから、それはそれとして、従来の実績をさらに進めてもわかりませんが、特別公務員なんていうのは一番これははっきりした例ですけれども、それ以外に、福祉施設の関係などでも休業援助金でありますとか、奨学奨励金でありますとか、こつちが先がけてやりました。もちろん、先がけたというものは、結局あとで向こうさんから追いついてこられたものが相当ありますけれども、そのくらい努力はしてきております。そういうこととかね合せて、いま御指摘のような点が一つあるわけで、向こうが企業で上積みができるじゃないかと、そういうことをわれわれとしても考えつつ、一昨年でございますか、四十七年でしたか、相当の規模の——四十七年の十月現在で二千社、四十八年の十月現在で四千社を対象にいたしまして、いま御指摘のような点を調べまして、大体の結果はまとまっておりますけれども、そこは御推測いただけるように、なかなか企業内のはうのそういうものの分析が、非常にまたそれいろいろ重要な要件をかみ合せてやっておりますものだから、われわれのほうの参考にすぐそのまま使うような形に整理されてない、なまのものが出てきておるわけなんです。したがって、それらの点を目下分析をして、そしてわれわれのほうの重要な資料にしよう、これが現状でございます。

○鈴木力君 お伺いいたしますと、さつき申し上げましたように、その分析の結果がやはり今後のこの制度の改善に相当生かされてくると期待してよろしいと思ひますし、御期待申し上げますが、いま申し上げたようなこの最低と最高水準というような関係からの国家公務員に対するはね返りといひますか、そういうことは正しいといひますか、調整といひますか、そういう点についてさらに御検討をひとつ御要望申し上げておきたい、こう思ひます。

あと、法案の中身の問題で若干お伺いいたしますが、一つは、遺族補償年金の受給権者に対する一時金の制度でありますか、これ、暫定的に昭和五十一年六月三十日までですか、いままであった

ものが、それが今度十年間延長をされるというふうに拝見をしたのでありますけれども、この十年間という延長の理由がどこにございましょうかという事です。これ、実は私は、もうこういうことになつてまいりますと、暫定的にということから、本則といひますか、暫定をはずした本制度化してもいいのではないかと、どうも思ひ込んでおりますけれども、この点の理由をひとつお伺いしたい。

それから二つ目は、この前払い一時金の受給者の問題であります。この前払い金、前払い一時金を受給された人たちは、その期間年金を停止されるのではないかと、こう思ひます。従来は、たぶん最高は四百日分で三年間停止をされておつたと思ひますが、今回は最高が千日、一千日分になつて、五段階ですか、こうなるわけでありまして、そうなりました場合に、今度のこの年金を停止される期間がおのどの程度になるのでしょうか、お伺いをいたしたい。第二番目です。

それから第三番目は、人事院の報告によりまして、なくなつた場合に、この葬祭に要する費用を相当勘案したといひますか、それを重く見たといふうにあらうと思ひますけれども、葬祭に要する費用が増大をしておる、そういう状況はこの間にどういう形で見られておつたのか、お伺いしたいのです。

ついでに、この問題を考えますといふと、遺族の生活実態を考慮しといふ、そういう意味のことばも、この人事院の意見書の説明の中にあらうに記憶しておりますが、その生活実態を考慮なさいますと、年金がストップされている期間の生活といふのは一体どういふ形になるのだらうか。それもあわせてお願いを申し上げます。

なお、一ぺんにお伺いを申し上げて、一ぺんに御答弁いただきたいのでありますが、もう一つお伺いしたいのは、障害補償者の給付水準の改定についてであります。おそらく、身体機能を全

部喪失をされている人たちに對しては、ILOの百二十一号の条約の水準では所得の六〇%となつておつたと思ひますが、勧告では六六%に上げられておる。今回の改正はそういうものを踏まえての改正だと思ひますけれども、遺族補償年金の標準遺族を、遺族三人から二人に引き上げになつていらつしやる。これはまあ大きな前進だと思ひますけれども、いま申し上げたこの条約と勧告との関係からすると、どういふ数字になつてきたのか。その辺の解明といひますか、御説明をお願い申し上げます。

ずうつとこう並べましたけれども、一括して御答弁をお願いできればと、こう思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 一ぺんに一括してという御注文になりますといふと、私も局長に答えさせたいほうが正確だろふと思ひますから、そのほうへ譲らさせていただきます。

○政府委員(中村博君) まず最初の、一時金を十年の暫定とするに對する考え方でございます。これは、先生御承知のように、四十一年の改正で、一時金制度を大部分やめまして年金制度にいたしましたわけでございます。これは必要な期間、必要な方々に必要な額を補償しようといふことで御賛同いただきまして、一つの進歩としてそのような措置をとつたわけでございます。しかし、とりまして段階におきましては、在来が一時金でございまして、また、その意味で年金といふものにおなれにならないといふ面もある。それからまた、たとえば遺族補償について申しますと、おなくなりになりました直後はいろいろ不時の支出もあらうといふことを考えて四百日分という前払い一時金の制度が創設されて、ある程度の、ある程度の暫定的な措置として置かれた、かように考えております。したがって、そのようなことでこの制度が発足したわけでございますけれども、やはり御遺族の方から、これに對しまして御要望もございまして、たとえば、四十七年の実績について申し上げますならば、十一件ございまして、千五百万程度のものを差し上げておる、こう

いうかっこうに相なつておるわけでございます。したがって、今回のこの十年といふことで改正をお願いいたしておりますのは、理論的にはいろいろ問題があるところでもございまして、やはりそういったふうにご利用なさつておられると、この実情は尊重しなければならぬ、こういうことから、いましばらく続けて、その辺の事後の動きを見まして、そしてその次の考えをしよう、というところで現状肯定といふ考え方でございます。

それから、前払い一時金をもらいますと、取りまして、これはいま申し上げました基本線に従ひまして、当然のことながら年金の支給が停止されるわけでございます。たとえば四百日分では二年三カ月でございます。先生御指摘の千日分になりますと、大体五年ちよつと、こういうことに相なります。しかし、この制度は年金の先払いでございます。したがって、確かに御指摘の点の一つの問題ではございまして、確かに御指摘の法律が改正されますと同時に、労災のほうでもやっております特別資金といふものを考えてございまして、したがって、その金を、御遺族にはその種類の別なく百万円差し上げるといふことを現在考えておるわけでございまして、それこれあわせて考えますと、この支給停止期間の措置は、今回の百万円の支給によつて相当程度緩和されるのではないかと、かように考えてござい

それから葬祭補償につきましては、今年の四月から、在来七万四千円平均給与額の三十日分でございます。七万四千円を九万四千円に上げまして、九万四千円プラス三十日分、かように相なつておるのでございます。そこで、このように改正をいたしましたのは、四十八年の労働省の調査で、葬祭料の調査をいたしておるわけでございまして、これによりまして、たとえば九万四千円平均給与額の三十日分でございますので、平均給与額が三万四千円としますと、九万四千円プラス九万四千円、したがって十八万円になる。このときの結果は、公営

の最低の経費が十一万五千円と相なつてござい
ますので、それをはるかに上回るといふかっこう
で、民間の情勢との対応をはかつた、さうな所
存でございす。

それから第四回の、今回の改正におきま
すILO条約・勧告との関係でございす、補償水準
をどの程度に高めるかという問題につきま
しては、これは絶対的なきめ手はないわけにござ
いす。したがいまして、私どもとしましては、ILO
条約なりあるいは勧告なりというものを今回
一つの手がかりとして、そうして補償の内容の改
善をはかる、それを主として考えたわけに
ございす。したがいまして、その条約と勧告と、そ
れから今度の人事院におきまして意見の申し出
との関係でございす、たとえば遺族補償につ
きましては、これはその標準受給者というものを
百二十一号条約で想定いたしてございまして、そ
れには五〇%だと、こういうことになっておりま
すし、また構成人員も三人でございす。ところが
が、わが国の調査によりますと、遺族は大体平均
の家族構成が三・一人でございす。一人おな
りになれば遺族は二人でございす。したが
が、そのILO百二十一号条約におきま
す標準世帯、その三人はわが国では二人ではないか
といふところで、在来三人で五〇%のところを、二
人で五〇%にいたした。これが百二十一号条約と
の関連でございす。

それから百二十一号勧告との関連は、これは先
生御承知のように、給与補償については被災時の
所得の三分の二にせいと、それから障害等級三級
に該当するやうな重度障害につきましても、これ
もまあやはり三分の二にせいと、それから遺族
補償につきましても遺族の全部に支払われる給付
の額の最大限を規定すること、たとえば現在五人
で何%ときめてございす、そういうやうな場
合には障害等級三級の場合の障害補償の額を下ら
ない額、したがって所得の三分の二を下らない
額、こういうことになってございす。したが
いまして、遺族補償の額をきめるときには、標準

世帯をずらしすことと同時に、その最高額につ
きましてはこの勧告の線を入れまして、最高を遺
族五人で六七%、こういうやうにいたしておるわ
けでございす。

大体そのやうな関連で、両方まあ国際的にい
いところ——いいところといひますが、われわれが
一つの基準として示されましたもの、その中でま
あ改善のための手だてとなるものに準拠したと、
こういうかっこうだと理解いたしてございす。

○鈴木力君 いまの御説明で中身についてはわか
りましたけれども、国際的にいいところ、いいと
ころをおとりにしたという、その御苦心のほど
はよく理解できます。そしてまた、そういう面
ではそれぞれの前進があつたという評価も私も
できると思ふのでありますが、私が一番先に申し上
げました民間との関係ですね、これは先ほどま
あ申し上げたとおり。もう一つは、何といひま
す、これは国際的にいいところはほとりになつた
という気持ちにはよくわかりますけれども、国内的
には非常にこの遺族の生活実態というものは相当悪
化してゐるのではないかと、いふやうにも見られるわ
けであります。これはもう御要望申し上げてお
いたほうがいいと思ひますけれども、そういう点か
ら、さらに御調査をなさるといひますが、御検
討をなさつた上で、いまのこの経済的な変動に対
応できるやうな一つの制度というものを御検討い
ただいて、確立の方向に御努力をいたしたいとい
ふこととあります。これは総理府のほうにも同
じ立場から御要望申し上げて、今夜の質問を終
わつておきたいと思ひます。

○委員長(寺本大作君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたしす。

本日、楠正俊君、中山太郎君が委員を辞任さ
れ、その補欠として川野辺静君、原文兵衛君が選
任されました。

○宮崎正義君 先ほど人事院総裁が御答弁の中
で、災害補償法で、国家公務員のほうとしては福
祉施設について先がけてやつて、いいところもあ
るんだというやうな御答弁がございました。その
「福祉施設」というこの字句——どうも字句をと
らえて云々するわけにございせんけれども、
福祉施設ということになると、何か、建物だ
とか、物をつくつていく施設のような関係が思えら
れてならないわけですね。現に、休業援護金制
度ですか、それからもう一つ奨学援護金制度とい
うものなんかもあるやうでございす、こうい
う点についてのお考えをお聞かせいたしたいと
思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 「福祉施設」というこ
とば自身がきつめて適切であるかどうか、私もそ
の点は疑問を持ちますけれども、この気持ちは、
普通の原則的な補償というものは、要するに公務
による災害で、その人の稼働能力といひますか、
そういうものを失つたその損失を補償してやるん
だといふことが骨子になってきておると思ひま
すけれども、この福祉施設として考えられるもの
は、むしろそのものずばりの性格のものではなく
て、そのことばの多少ニュアンスとして含んでお
りますやうに、卑俗なことばで言へば、たとえば
見舞金のもの、それがこれに当たる。完全
な、純粋な、あるいは深遠な意味における補償と
いふものから、ちょっとその周辺に入るものだと
いふやうに私は考へております。

○宮崎正義君 法律による給付と、そして福祉施
設による給付と、こういった考へ方に立つわけ
ですね。それで、いまの御説明ですと、施設とい
うのは付近のものだといふやうな御答弁でしたけ
ど、どうも考へ方というのがびんとこないです
ね。この福祉施設というこの条文をおつくり
なつたその当時のお考へと、これからこれをど
こまでもいま御答弁がありましたやうな方向で生か
していかれやうとするのか、その点、ちょっとま
ぎらわしい点があるかどうも思へてならないん

ですがね。将来に対するお考へはどんなふうにお
考へになつていますか。

○政府委員(佐藤達夫君) そう無制限に福祉施設
なりと称してこれを拡大していくといふこと
は、やはり相当ブレーキをかけながら考へなければ
いけないと思ひますけれども、これに該当して
まさにこの扱いをしてよろしいといふものもこれ
はあり得るわけですから、そういうものについて
はどんなに広げていきたい。きつめてばく然たる
お答へになつてしまひますけれども、気持ちはそ
ういふ気持ちでおります。

○宮崎正義君 休業援護金制度の実施について
は、これは昭和四十一年七月一日から実施され
てゐるやうになつておりますね。それからま
た奨学援護金制度の実施については昭和四十二年
十月一日から実施されてゐるやうなもので、こ
の法案の内容等を見ていきまして、どうもすつき
りしない面があるわけですね。こういう点を、給
付という面から考へていきますと、この字句とい
うものがちょっと疑問になつてしうが、いん
すけれども、将来の課題として申し上げておきた
いと思ひます。

それからもう一点、賞じゅつ金の件につきま
してお伺ひしたいんですが、いろいろございま
すね。海上保安庁の職員、海上保安庁職員賞じゅ
つ規程、これは昭和二十八年につくられたもので
す。それから法務省の職員、法務省職員賞じゅ
つ規程、これも二十八年ですか、法務省訓令で
すね。それから消防吏員または消防団員、これは
消防表彰規程、それから自衛隊の特別弔慰金あ
るいはその賞じゅつ金。この自衛隊のことにつ
きましては私は防衛庁の質問のときにも何かつ
きがあるわけですが、これらの該当者をずっと見
ていきましても、非常に件数が多くあつちや困るわ
けなんです。これから考へてみましても、資料
をいたしたいんですが、海上保安庁で一件二名、
それから消防庁で、これは累計で百三十八名、四
十八年は八名、防衛庁が特別弔慰金が十三名、賞
じゅつ金、これは訓令に基づいてやつてゐること

なんです、これが五十八名、法務省累計が十二名というふうにいたっているんですが、四十九年度の賞じゅつ金の内容等のお考えというものをどんなふうに考えておられるか。現在までの賞じゅつ金の制度がありますけれども、非常に少額なものであつて、この時代に即応してないといううな面がずいぶんあると思うんですが、これは人事院總裁のほうにお伺いするものなのか、総務長官のほうにお伺いするものなのか。これは私は長官が全部まとめていかれるという考えの方の中から考えれば、長官に御答弁を願つたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの賞じゅつ金制度でございますが、これは全般的にこれを広げるといふことは、御承知のように、各省庁においてそれぞれ違つてございまして、各々でございまして、同時に、この金額が御指摘のように非常に少ないという点、私まだ具体的な実態について全般を把握いたしておりませんから明確に申し上げられませんが、これらの賞じゅつ金の支給を受ける対象の方々というものは、やはりそれなりの公安的な意味もあるし、また、言うなれば社会で困つた場合に身を挺したというふうなことで、あるいは消防士の非常に危険な作業の中でついに倒れるというふうなこと等でございますので、こうした金額をもつと大きくしていくという考え方にはつきましては、私は必ずしも公式的なことばかりを言うつもりはございません。しかしなお、人事院においても四十七年度から、こうした賞じゅつ金とは違つてございまして、一般の企業体におきましても、やはりそのような場合には何らかの報償的な、あるいは積み増しというふうなものがなされているわけでございますので、それらを現在調査をしておりますが、この民間とのバランスと申しますか、しかしこれは職種のバランスはないわけでございますけれども、しかし、その金額に於いての比較ということとは可能だと思いますが、人事院の調査がござい

た時点におきましてさらによく検討してみたい、そのような考え方でおります。

○宮崎正義君 海上保安庁の一件二名というのは二十万と三十万ということなんです。それからいま御答弁はなかつたんですが、四十九年度に對する殉職者、障害者、殉職者特別とか、殉職者不具、障害者等、支給額がそれぞれ段階で、殉職者の中にもA、B、C、Dというふうにあるし、障害者の中にもA、B、Cとあるように、それぞれ支給額というものが違つていふんです。これが、先ほど私が申し上げましたように、今日の社会現象に即応していかれるようなものではない。防衛庁の場合は四十九年度は四十八年度かな、防衛庁の人、おいでになりますね、高瀬人事教育局長、どれぐらいにお考えになつておられますかね。

○政府委員(高瀬忠雄君) 私ども防衛庁のほうには、賞じゅつ金制度と特別弔慰金制度がございまして、四十九年度におきましては、警察、それから消防、法務省と私も一緒にございまして、従前三百万でありましたものを一千万にまで増額するということにいたしました。所定の訓令等も改正をいたしました。

○宮崎正義君 長官、いま御答弁がありましたように、三百万を一千万というふうな考え方が変わつてきているということ、そういうことを考へ合わせられまして、そして自賠法にしまして、自賠法の金額がどれぐらいになつていふかは申し上げることもないと思うんですが、御存じだと思います。そういう諸般のいろいろな角度からお考へを願う以外には私はないと思います。特に、こういう方が非常に多いならまた別でございます。各省に分かれておられます。こういうふうなことは、ごく少数の人たちです。こういうふうなことを考へていふことが何よりだと思つたのです。こういう点を私は特に強調をいたしておきたいと思つたのです。

それから、先ほど鈴木委員のほうから御質問がありました葬祭補償の、何日分が出ていたか御答弁があつたかどうか私ちょっと聞き漏らしておつたんですが、この点。

○政府委員(中村博君) 葬祭補償は、今年の四月一日に規則を改正いたしました。九万円プラス平均給与額の三十日分あるいはその平均給与額の六十日分いずれか高いほう、かように相なつておるわけでございます。

○宮崎正義君 これも、この際思い切つて考へてあげてほしいと思つておるんです。むしろ、先ほどお話をいたしました前払い一時金の問題等も、同じことをまた質問するとダブりますので、時間の問題でやめますけれども、特に私は、この葬祭補償、それと法定給付金というものをぐつと上げていけばこういう問題は解決できるんじゃないかというところを最後に意見を申し上げます。法定給付金を多くするという点、それからもう一つは、時代に即応していかうな葬祭補償というものをもう少し考へるべきである。せつかく人事院の「国家公務員災害補償法」等の改正についての意見の申出について」というこの字句の中で、一番最後にこのことが出ていふわけですね。四、その他」として(二)のところに、「法律改正による以上の措置のほか、最近における葬祭に要する費用の実情等にかんがみ、人事院規則を改正して、葬祭補償の額の改善等を図る予定である」といふ、こういうことを最後に述べられておられます。この点を特に私は強調して、きょうは質問をやめます。

参議院の内閣委員会はまだやつていふかというみたいな声があつたのでありますので、私としてはもっとやりたいんですが、きょうはこれでやめます。

○委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようです。三案に対する質疑は結局したものと認め、これより三案を一括して討論に入ります。別に御発言もないようですから、討論は結局したものと認め、これより三案の採決に入ります。まず、国家公務員災害補償法等の一部を改正す

る法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思つたんですが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(寺本広作君) これより請願の審査を行います。

第二号、軍人恩給の改善に関する請願外五百七十九件を議題といたします。

まず、専門員から説明を聴取いたします。相原専門員。

○専門員(相原桂次君) 請願につきまして御説明申し上げますので、お手元の印刷物をお開き願います。

今国会、当委員会に付託されました請願は合計五百八十件ございまして、これを先例にならつて同種類、同順のものに分類してございまして、

次に、恩給・共済関係は四種類ございまして、
1の軍人恩給の改善に関する請願は、旧軍人等の恩給について、旧文官との間の格差是正、加算資格者の処遇改善、兵に対する一時恩給の支給等を要望するものであります。2の恩給・共済年金の改善に関する請願は、内容は多岐にわたっておりますが、いずれも、最近の経済事情等から年金受給者の処遇改善を要望するものであります。3の国家公務員共済組合法による年金法施行時の不均衡は正に關する請願は、現行の国家公務員共済組合法の施行前に退職した公務員の恩給と共済組合との間の通算措置を要望するものであります。4の重度戦傷病者に対する処遇改善に関する請願は、増加恩給の特別項症の割り増し率を第一項症の基本年額の十倍増し以上に引き上げられたいということなど、重度戦傷病者の処遇改善を要望するものはいっぱいあります。

最後の「その他」は三種類でございます。金鰐勲章叙賜者処遇に関する請願は、金鰐勲章制度制定の趣旨にかんがみまして、恩典の復元等を要望するものでございます。2は靖国神社の国家管理反対に関する請願、3は靖国神社国家護持に関する請願でございます。

これらの請願につきましては、先刻理事会において協議いたしましたとおり、議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

よつて、さよう決定いたしました。

次に、第九号、原水爆禁止に関する請願外五百七十七件についておはかりいたします。

給・共済年金の改善に関する請願外百二十八件は議院の會議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第九号、原水爆禁止に

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認めます。
よつて、さよう決定いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよ

○委員長(寺本広作君) 次に、継続調査要求に關する件についておはかりいたします。

調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長（等本広作君） 御異議ないと認め、さう決定いたします。
速記をとめてください。
〔速記中止〕

本日はこれにて散会いたします。
午後九時二分散会

内閣委員会付託請願中採択一覧表（二三一件）

第一四三二號、第一四三三號、第一四三四號、第一四三五號、第一四三六號、第一四三七號、第一四三八號、第一四三九號、第一四四〇號、第一四

第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第三〇七四号、第三〇七五号、第三一八五号、第三一八六号、第三一八七号、第三一

号、第三三八二号、第三三八三号、第三三八四
号、第三三八五号、第三三八六号、第三三八七
号、第三三八八号、第三三八九号、第三三九九

号、第三五七四号、第三五七五号、第三五七六号、第三五七七号、第三五七八号、第三五七九号

号、第三五八〇号、第三五九五号、第三五九六号、第三六〇六号、第三六九七号、第三六九八

号、第三七〇八号、第三七〇九号、第三七一〇
号、第三七一一号、第三七一二号、第三七一三
号、第三七一四号、第三七一五号、第三七一六
号、第三七一七号、第三七一八号、第三七一九

号、第三七二六号、第三七四一号、第三八〇三
号、第三九一三三号、第三九二四号、第三九二六
号、第三九二七号、第三九二八号、第三九二九

号、第四〇八八号、第四一四八号、第四一七六号、第四三〇四号、第四三〇五号、第四三〇六号、第四三〇七号、第四三〇八号、第四三〇九号、

号、第四四三三四号、第四四三八号、第四四五九
号、第四四九二二号、第四四九七号、第四五三七
号、第四七五八号、第四七五九号、第四八九四

第四三五一號、第四六四二號 重度戦傷病者に對する処遇改善に關する請願

六月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（今議程を二つ）付託は三月十一日

を改正する法律案（予備審査のための付託）
同日）

改正する法律案（衆議院）予備審査のため、衆議院は同日）

一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員に給する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員に給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 別表第一から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額はいずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

11 第二十二條第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「一万二千円」とあるのは、「一万三千二百円」とする。

(特別職の職員に給する法律の一部改正)
第二条 特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 別表第一から別表第三までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 第三条第二項及び第三項、第四条第二項並びに第九条の規定の昭和四十九年度における適用については、第三条第二項中「五十二万円」とあるのは「五十七万二千元」と、同条第三項中「七十五万円」とあるのは「八十二万五千元」と、第四条第二項中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」と、「二万六千六百円」とあるのは「二万三千七百円」と、第九条中「一万二千元」とあるのは「一万三千二百円」とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第三条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 別表第一及び別表第二並びに一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第八までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に百分の百を乗じて得た額(その乗じて得た額に百分の百未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

17 第二十五條第二項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項中「二万九千二百円」とあるのは、「三万二千二百円」とする。

(沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
第四条 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第六條の規定の昭和四十九年度における適用については、同条中「五十一万円」とあるのは、「五十六万六千元」とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員に給する法律、特別職の職員に給する法律、防衛庁職員給与法及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員に給する法律等」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等)

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員に給する法律の規定により、

職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員に給する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員に給する法律の規定により、新たに俸給額の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員に給する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員に給する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級(自衛官にあつては、階級)」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替へるものとする。

(給与の内払)

5 一般職の職員に給する法律の適用を受ける職員、特別職の職員に給する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖繩国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員に給する法律、特別職の職員に給する法律、防衛庁職員給与法又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員に給する法律等の規定による給与の内払とみなす。

(命令への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか

か、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則(防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に關する事項にあつては、政令)で定める。

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百五十五号)附則第十條の第二項から第四項までの改正規定並びに同法附則第十七條の第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律附則第四十二條の四の次に一條を加える改正規定及び同法附則第四十四條の次に一條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第二条 恩給法等の一部を改正する法律の附則に三條を加える改正規定中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)附則第八條第一項の改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同法附則第八條第四項の改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第一條中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第二條第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同條第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年九月三十日」に改める。

四十九年八月三十一日」に改める。

附則第三条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第四条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第五条から附則第十三条まで及び附則第十四条第二項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第十六条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号。以下「国家公務員年金改定法」という。)第一条の六の次に一条を加える改正規定、同法第二条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第四条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中国国家公務員年金改定法第五条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条中国国家公務員年金改定法第七条を同法第八条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年十一月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に改める。

第一条中国国家公務員年金改定法第六条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三

十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第八十六条の二第二項の改正規定、同法第九十二条の二第二項の改正規定、同法第二百二十四条の二第二項の改正規定、同法第二百二十六条の四の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十一条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号に掲げる日」を「附則第一条ただし書に規定する日」に改める。

附則第七条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第八条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第九条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号。以下「公共企業体職員等年金改定法」という。)第一条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中公共企業体職員等年金改定法第三条の六の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

第一条中公共企業体職員等年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)第八十二条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び次条第五項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条第一項及び第三項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第四項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改め、同条第五項中「前条第一号に掲げる日」を「前条ただし書に規定する日」に改める。

附則第三条中「昭和四十九年九月分」を「昭和四十九年八月分」に改める。

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号。以下「地方公務員等年金改定法」という。)第二条の四の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第五条を同法第七条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第四条を同法第五条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年十一月一日」を「同年九月一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

第一条中地方公務員等年金改定法第三条の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

附則第一条第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十四条第一項に一号を加える改正規定及び第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条第一項第五号の改正規定並びに附則第九条、附則第十六条、附則第十八条及び附則第二十一条の規定 昭和四十九年十月一日

附則第三条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

附則第五条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に、「同年九月分」を「同年八月分」に改める。

附則第六条中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一項第一号」に改める。

附則第十条中「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に改める。

附則第十二条及び附則第十三条中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号。以下「私立学校教職員年金改定法」という。）第一条の五の次に一条を加える改正規定、同法第二条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第三条の五の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第一条中私立学校教職員年金改定法第四条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第一条中私立学校教職員年金改定法第五条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

附則第十四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の前の見出し中「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項中「施行日」を「昭和四十九年十月一日」に、「前項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法の第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号。以下「農林漁業団体職員年金改定法」という。）第一条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二条の五の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

二条の八の次に二条を加える改正規定中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第三条の三の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年九月以前」を「昭和四十九年八月以前」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十月分」を「同年九月分」に改める。

第四条中農林漁業団体職員年金改定法第四条の次に一条を加える改正規定中「昭和四十九年十一月分」を「昭和四十九年九月分」に改める。

第二条中農林漁業団体職員共済組合法第一条第一項の改正規定及び同法附則第六条の三の次に二条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第八条及び附則第十三条の規定 昭和四十九年十月一日

附則第二条第二項中「施行日前」を「昭和四十九年十月一日以前」に、「前項」を「第一項」に、「施行日」を「同日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法の

第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

附則第三条第一項中「三十九年改正法」を「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）」に改める。

附則第四条第一項中「昭和四十九年十月分」を「昭和四十九年九月分」に改め、同条第三項中「昭和四十九年十月三十一日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「同年十一月分」を「同年九月分」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「公布の日」を「公布の日から、第四条、第六条及び第七条の規定は同年十月一日」に改める。

附則第三項の表の下欄中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に、「昭和四十九年九月三十日」を「昭和四十九年八月三十一日」に、「昭和四十九年十月」を「昭和四十九年九月」に、「昭和四十九年十月二日」を「昭和四十九年九月二日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度約百二十億六千万円の見込みである。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局